

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人樋原隆一の上告理由について。

原審の認定した事実によれば、本件は民法七七〇条一項五号にいう「婚姻を継続し難い重大な事由あるとき」にあたるものと解するのが相当である。而して、かような重大な事由にあたる事態を招いたことにつき、被上告人にも多少の落度があつても、その離婚請求を認容するに妨げとなるものではないと認められる。（所論の判例はいずれも本件に適切でない。）したがつて原判決に違法な点はなく、所論は採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	河	村	又	介
裁判官	島			保
裁判官	小	林	俊	三
裁判官	垂	水	克	己